

小学校における紫外線防御対策実施状況の実際

2008年報告後の追跡調査

日本小児皮膚科学会学校保健委員会

実施概要

【調査目的】

小学校における紫外線防御対策についての全国調査

（日本小児皮膚科学会および太陽紫外線防御研究会は、2006年に同様のアンケート調査を行っており、2008年に本学会誌に報告した。その10余年の経過における追跡調査）

【調査方法】

小学校における紫外線防御対策に関するアンケート調査を**小学校養護教諭に依頼**

【調査対象】

全国 公立・私立小学校 1500校（2006年に回答を得られた1147校を含む）

【調査時期】

2018年4月～5月

[2006年調査] 2006年10月～11月

実施規模

	2006年調査	2018年調査
送付数	3,000校	1,500校
回答数	1,147校	544校

都道府県	2006年調査		2018年調査	
	送付数 (校)	回答数 (校)	送付数 (校)	回答数 (校)
北海道	220	82	82	22
青森県	42	20	28	9
岩手県	50	27	28	8
宮城県	55	17	21	7
秋田県	44	18	18	10
山形県	35	18	20	10
福島県	60	21	19	14
茨城県	85	36	41	22
栃木県	65	33	44	19
群馬県	51	21	28	13
埼玉県	110	35	60	22
千葉県	132	50	75	21
東京都	190	52	91	30
神奈川県	120	42	55	8
新潟県	72	30	31	10
富山県	23	8	13	3
石川県	25	12	14	3
福井県	34	21	25	8
山梨県	30	14	16	8
長野県	48	21	32	11
岐阜県	53	27	37	10
静岡県	81	33	46	14
愛知県	136	55	80	31
三重県	68	28	29	7
滋賀県	39	18	28	10
京都府	66	17	20	5
大阪府	140	65	96	50
兵庫県	120	40	59	19
奈良県	30	13	15	5
和歌山県	37	14	20	16
鳥取県	18	11	13	5
島根県	28	18	16	6
岡山県	51	15	20	9
広島県	72	27	36	12
山口県	42	16	17	8
徳島県	33	13	16	7
香川県	25	9	11	10
愛媛県	42	15	21	7
高知県	35	12	15	4
福岡県	99	33	54	18
佐賀県	21	5	8	3
長崎県	44	14	18	6
熊本県	49	18	16	7
大分県	38	5	10	1
宮崎県	34	9	10	4
鹿児島県	80	27	37	11
沖縄県	28	12	11	1
合計	3,000	1,147	1,500	544
	[返信率]	38%	[返信率]	36%

調査票

小学校における紫外線防御対策に関するアンケート

■学校の状況についておうかがいします

【1】現在、小学校で何らかの紫外線防御対策をなさっていますか？

している ⇒⇒⇒ 【2】へお進みください

していない ⇒⇒⇒ 【3】へお進みください

【2】実際の状況についてお教えてください。

下記の<選択項目>よりあてはまるものをすべて選んで項目番号をご記入ください

①現在、実際に学校で実施していること []

②実施はしていないが、した方がよいと思われること []

③下記以外で実施していることがございましたらご記入ください []

<選択項目>

A：紫外線の強い時間帯に体育の授業・プール授業・スキー授業等の授業を組まないようにしている

B：紫外線の強い時期や時間帯に運動会や遠足などの戸外活動を組まないようにしている

C：運動場に日よけを作っている D：プールに日よけを作っている

E：紫外線の傷害作用および予防方法についての指導を行っている

F：帽子着用の指導 G：長袖服着用の指導

H：サンスクリーン（日焼け止め）の使用許可 I：ラッシュガードの使用許可

【3】【1】で「していない」と回答した学校におうかがいします。

①今後、何らかの紫外線防御対策を実施する必要があると思われますか？

思う ⇒⇒⇒ ②へお進みください

思わない ⇒⇒⇒ [理由：]

②上記のA～Iの中で必要であると思われること、必要ないと思われることをお教えてください。

必要であると思われる項目 []

必要ないと思われる項目 []

■児童が紫外線防御対策として日焼け止めを使用することについておうかがいします

【4】現在、小学校内での日焼け止めの使用状況についてあてはまるものに○印をつけてください。

日焼け止めとは・・・有害な紫外線から肌を守り、炎症や肌が赤くなるのを防ぐものです

A：すべての児童にプール授業時に日焼け止めを使用しないよう指導している

B：原則的には禁止であるが、場合によっては日焼け止めを学校内で塗ることを認めている

C：プール授業のある日に、学校で日焼け止めを使用することも、家庭で使用していただくことも保護者の判断に任せている

D：なんら明確にはしていない

E：その他 []

裏面につづく

【5】【4】でAかBに○印をつけた方におうかがいします。その理由をお教えてください。

学校のプールが汚れるから

●プールの水質が汚染するという指摘を受けたことはありますか？

・ある ⇒ [] から指摘を受けた

・ない

学校で日焼け止めを塗る時間がないから

日焼け止めは化粧品とみなされるから

その他 []

【6】【4】でBに○印をつけた方におうかがいします。どのような場合に許可されるでしょうか？

[ご自由にご記入ください]

【7】【4】でCに○印をつけた方におうかがいします。児童の日焼け止め使用率は昨夏どのくらいだったでしょうか？

[約 %]

【8】児童がプール以外に小学校で日焼け止めを使用することについてあてはまるものに○印をつけてください。

A：どんな場合も使用を禁止している（学校に日焼け止めを持ってくることを禁止している）

B：原則的に禁止であるが、場合によっては許可する

C：使用を許可している

D：明確に決めていない

E：その他 []

【9】【8】でAかBに○印をつけた方におうかがいします。なぜ禁止しているのですか？

[ご自由にご記入ください]

【10】【8】でBに○印をつけた方におうかがいします。どのような場合に許可していますか？

診断書がある児童の場合

体育や戸外活動（遠足や運動会など）の場合 部活動・クラブ活動

その他 []

■教育委員会からの指導の現状についておうかがいします

【11】児童の紫外線防御対策に関して、教育委員会からなにか指導があったことはございますか？

ある

⇒ どのような指導がありましたか？ []

ない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

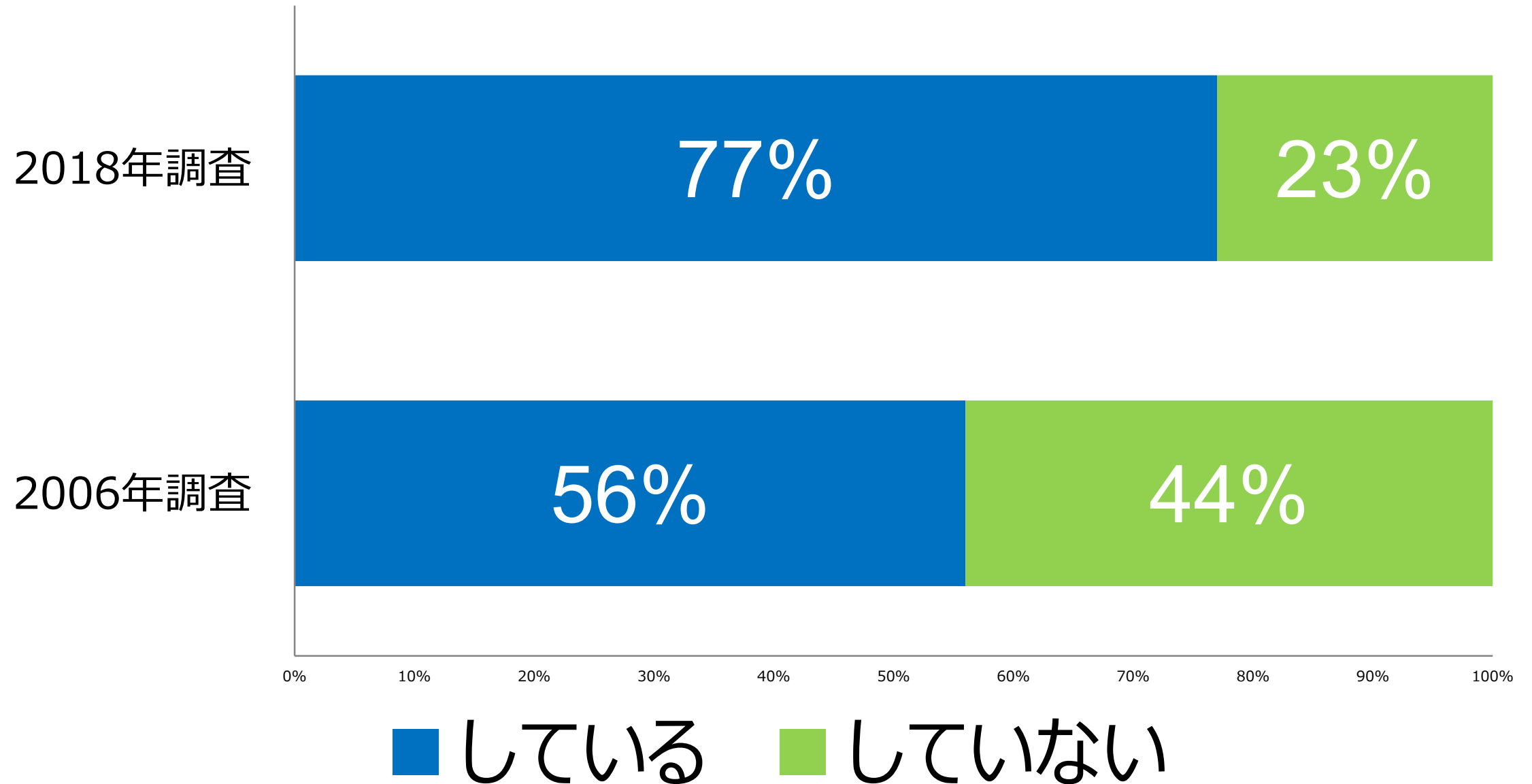
学校名

都道
府県



ラッシュガード rash guard

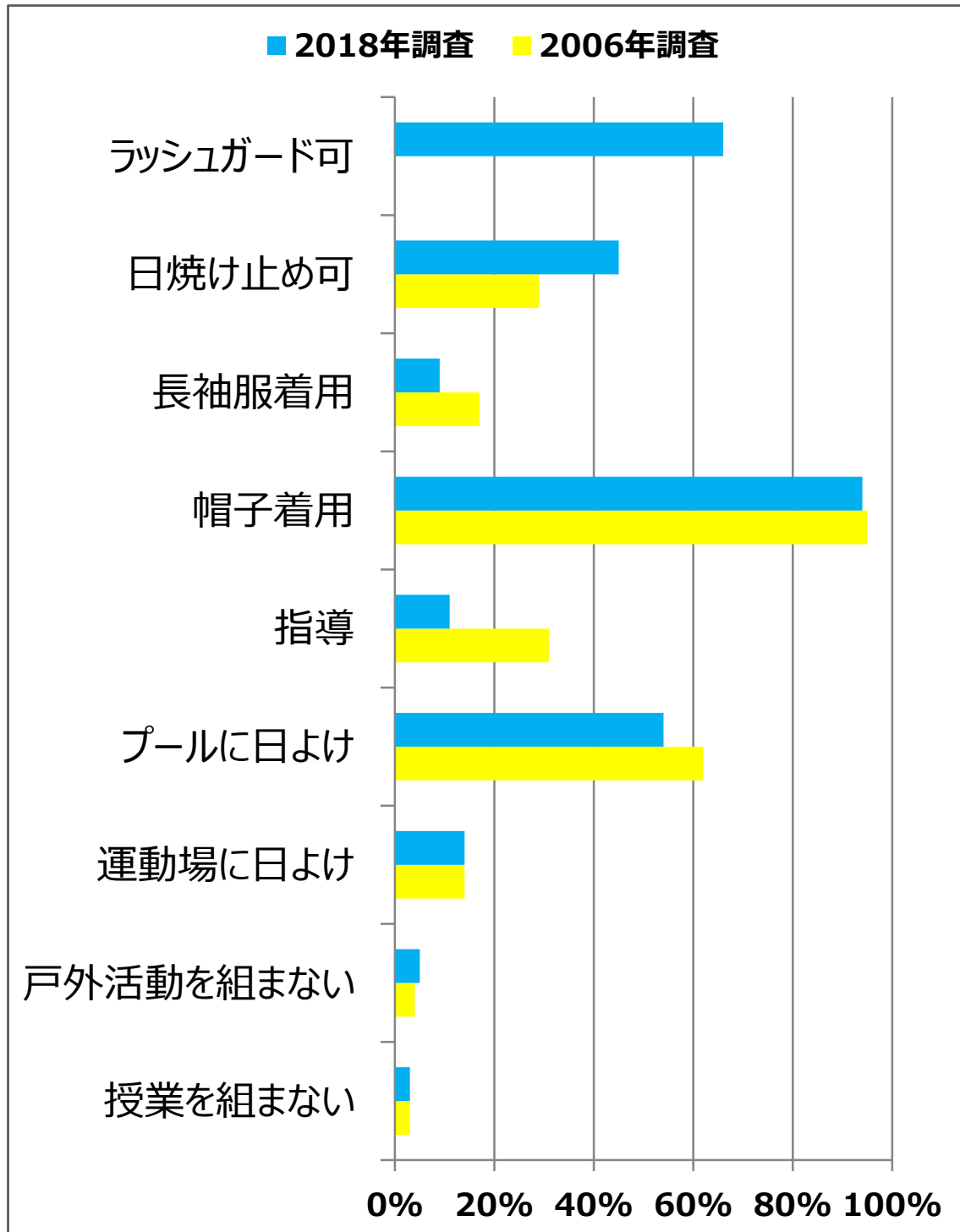
【1】 現在、小学校で何らかの紫外線防御対策をなさっていますか？



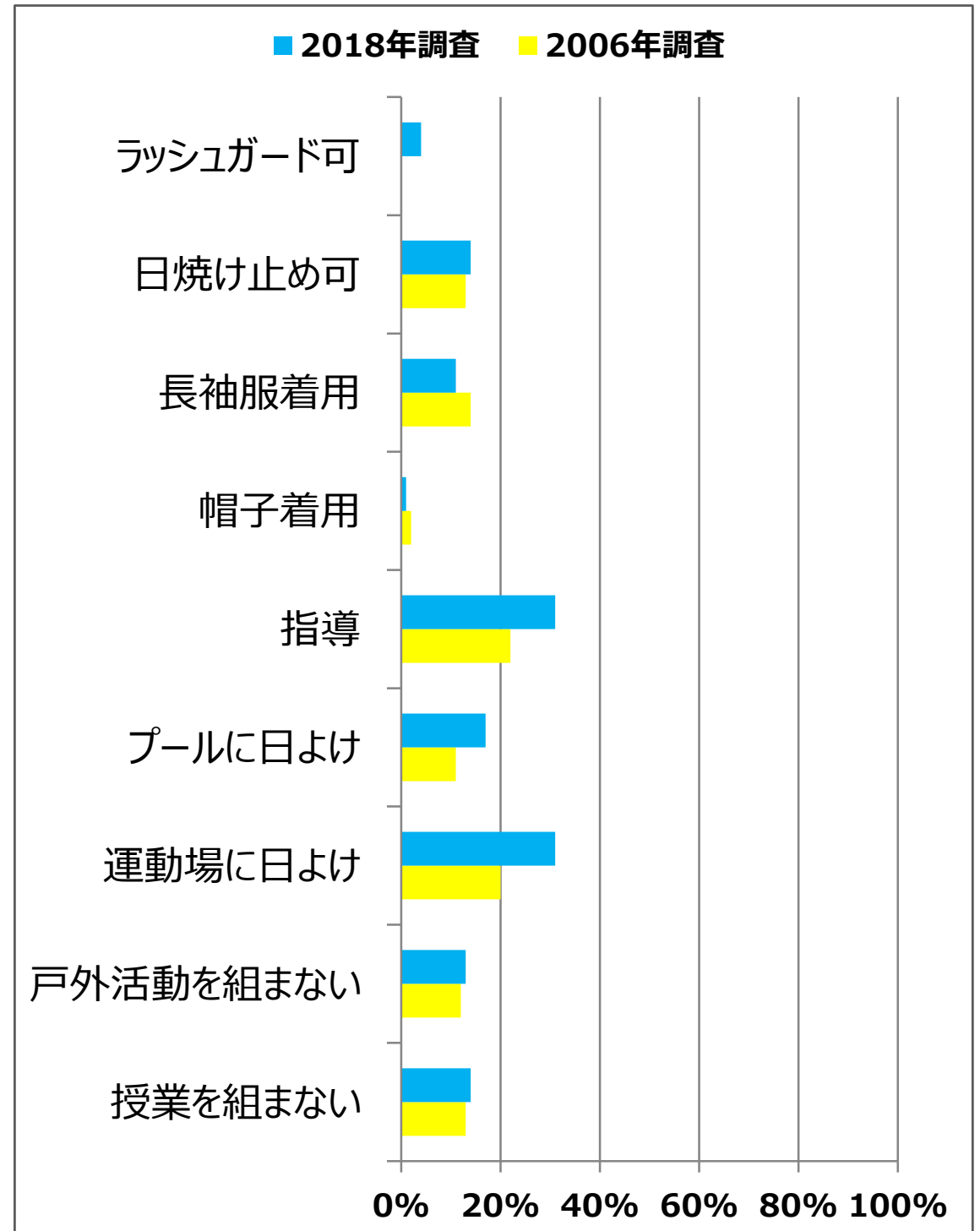
2006年調査時に比べ、小学校で何らかの紫外線防御対策を行っている学校が全体で**約2割ほど増加**している。

【2】 【1】で紫外線防御対策を [している] と回答した学校におうかがいします。
 実際の状況について教えてください。

① 現在、実際に学校で実施していること

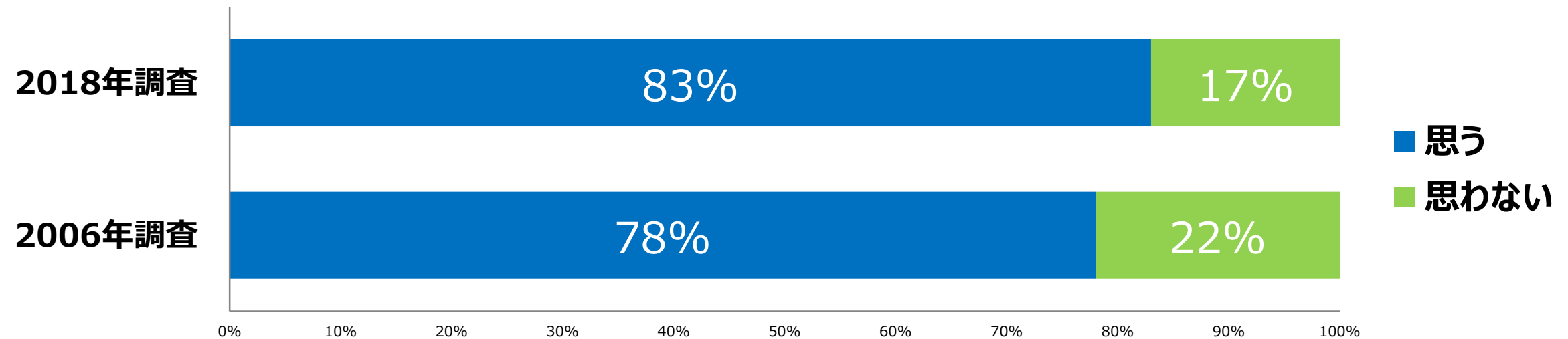


② 実施はしていないが、した方が良いと思われること



【3】 【1】で紫外線防御対策を「していない」と回答した学校におうかがいします。

① 今後、何らかの紫外線防御対策を実施する必要があると思われませんか？



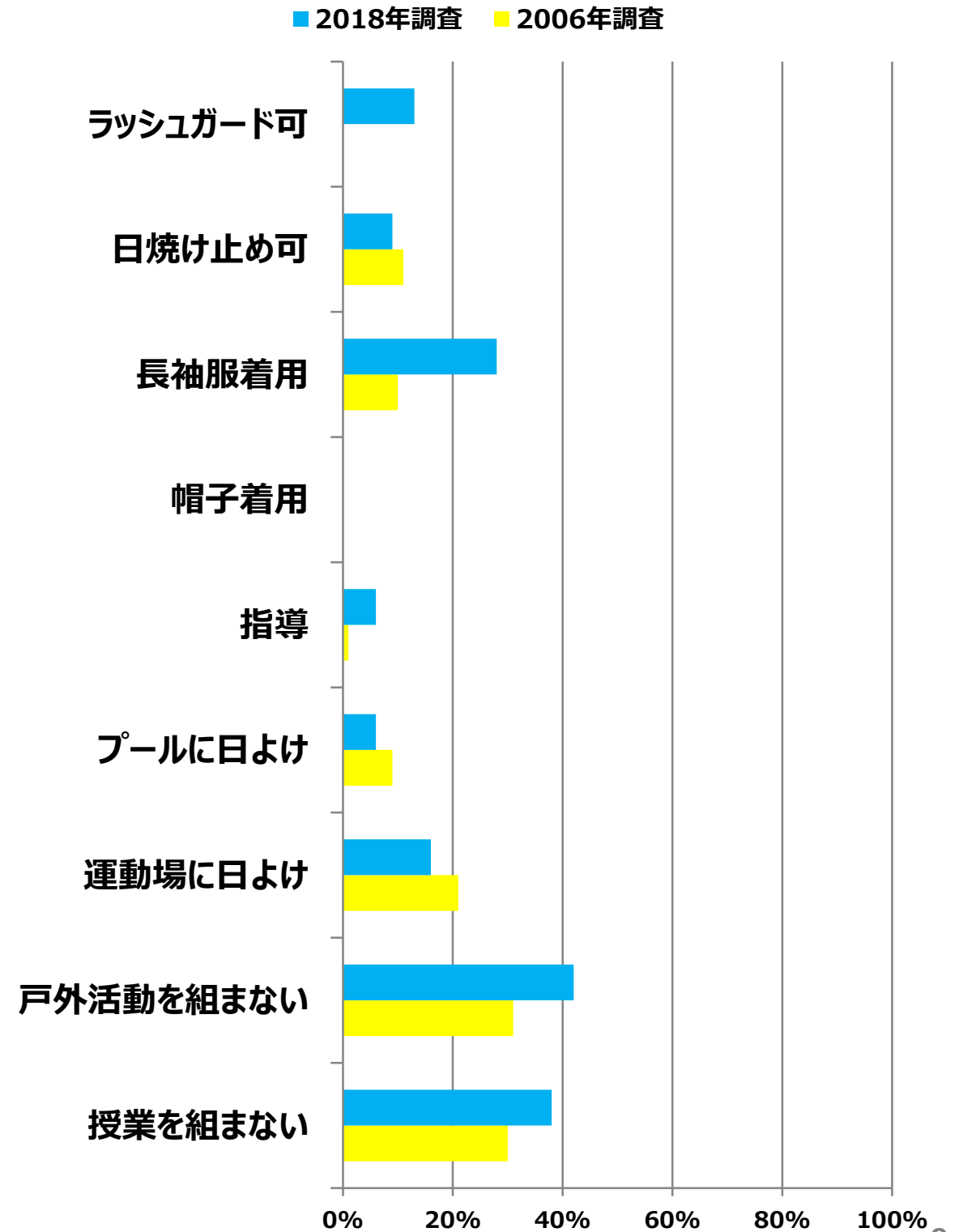
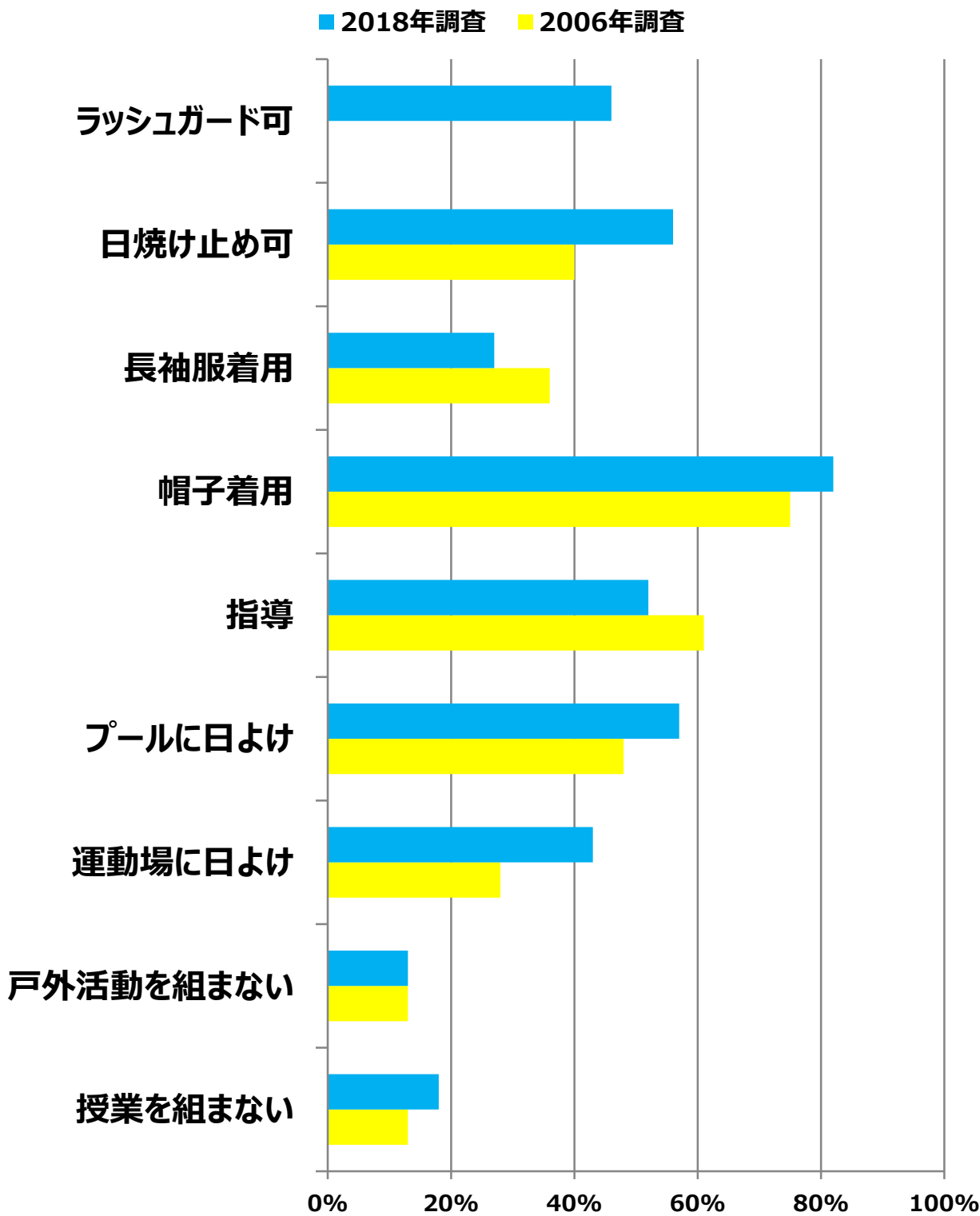
①で【思わない】と回答した理由	2018年調査
個人で対策しているので、学校として取る必要がない	6
児童の状態に応じ、個別に対応している（保護者の判断を優先）	4
強い日差しを感じる時期がとても短いため（北海道）	2
体育と休み時間合計での外出時間はそう多くないので	1
紫外線防御を考えたら運動会や行事などが困難になる	1
教育課程において対策をとるのが難しい	1
アレルギー症状がなければ、学習活動で得られる力を大切にしたいため	1
保護者からの要望もなく、熱中症対策と重なる部分があるため、あえて紫外線防御対策をしようと考えていない	1
帽子着用、長袖着用等の指導が行き届いているので	1

現在、何らかの紫外線防御対策を「していない」学校のうち、約8割は学校が対策をする必要性を感じている。
 （2006年調査時とほぼ同じ割合）

【3】 【1】で紫外線防御対策を「していない」と回答した学校におうかがいします。

② 下記の中で、**必要である**と思われることをお教えてください。

② 下記の中で、**必要ない**と思われることをお教えてください。

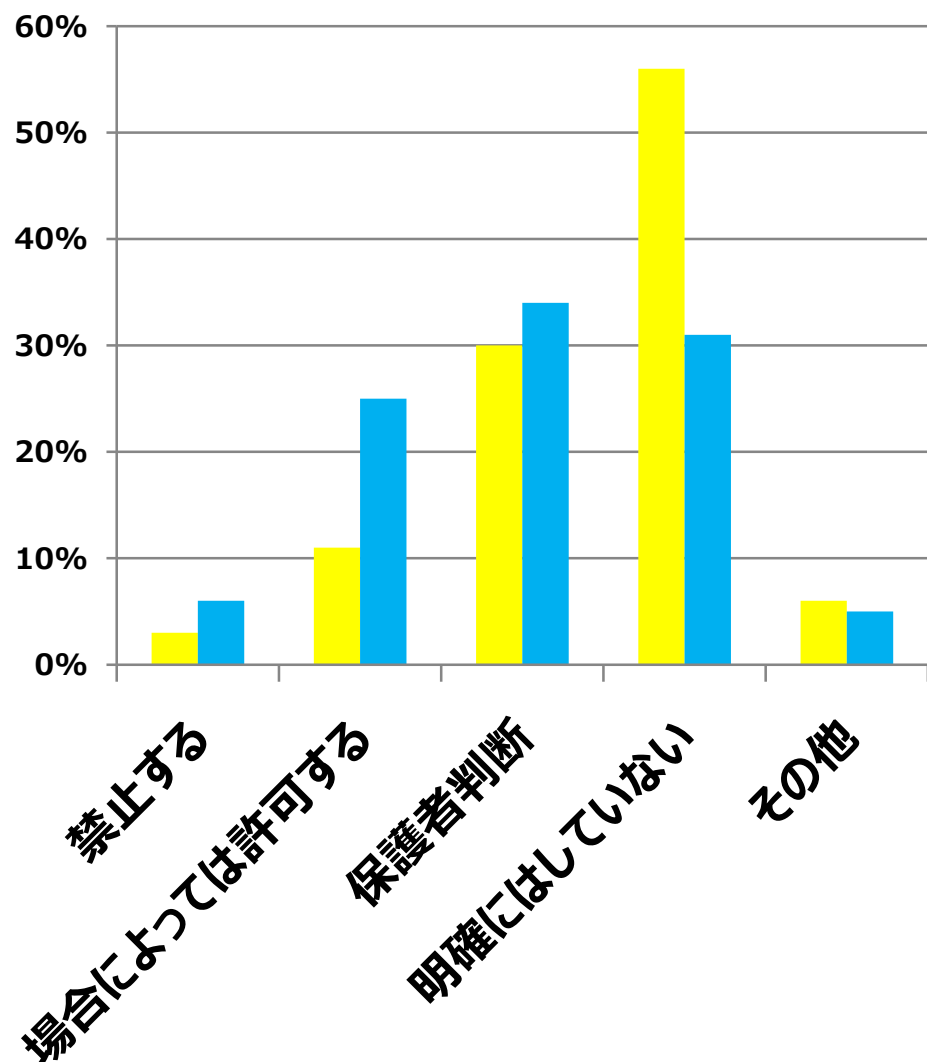


【4】 現在、小学校内での日焼け止めの使用状況について

日焼け止めとは・・・有害な紫外線から肌を守り、炎症や肌が赤くなるのを防ぐものです

	2006年調査 N = 1,147	2018年調査 N = 544
A : すべての児童にプール授業時に日焼け止めを使用しないよう指導している	35 (3%)	35 (6%)
B : 原則的には禁止であるが、場合によっては日焼け止めを学校内で塗ることを認めている	129 (11%)	134 (25%)
C : プール授業のある日に、学校で日焼け止めを使用することも、家庭で使用してくることも保護者の判断に任せている	340 (30%)	186 (34%)
D : なんら明確にはしていない	641 (56%)	168 (31%)
E : その他 *内訳	65 (6%)	29 (5%)

■ 2006年調査 ■ 2018年調査

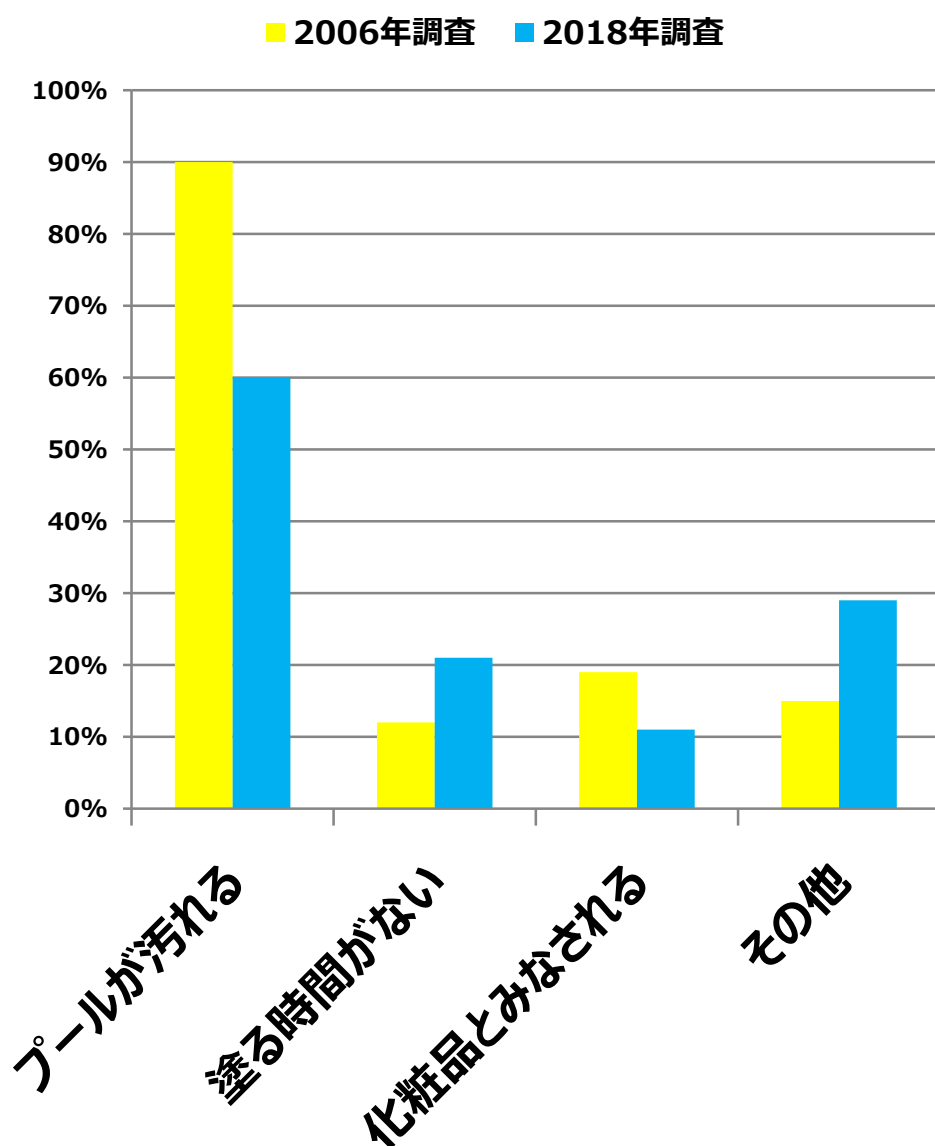


[E : その他] 内訳	(2018年調査)
保護者から申出があれば個別対応	13
自宅で塗ってから来るのは可、学校では塗らない	7
校外学習時は使用可	2
場合により塗ることを認めている（禁止ではない）	1
保護者と学校の間で話が出たことがない	1
プール時は防水のものを使用するように指導している	1
明記していないが、プールの水が汚れるためなるべく使用しないよう指導している	1
屋内プール	11
プール授業なし	1

2006年調査時よりも、日焼け止めの使用について「なんら明確にはしていない」との回答した学校が減り、場合によっては許可すると回答した学校が増えて、保護者の申出などにより個別対応している様子が見られる。

【5】 【4】小学校内での日焼け止めについての質問で、
A（使用しない） か B（原則的には禁止） と答えた方、その理由をお教えてください。

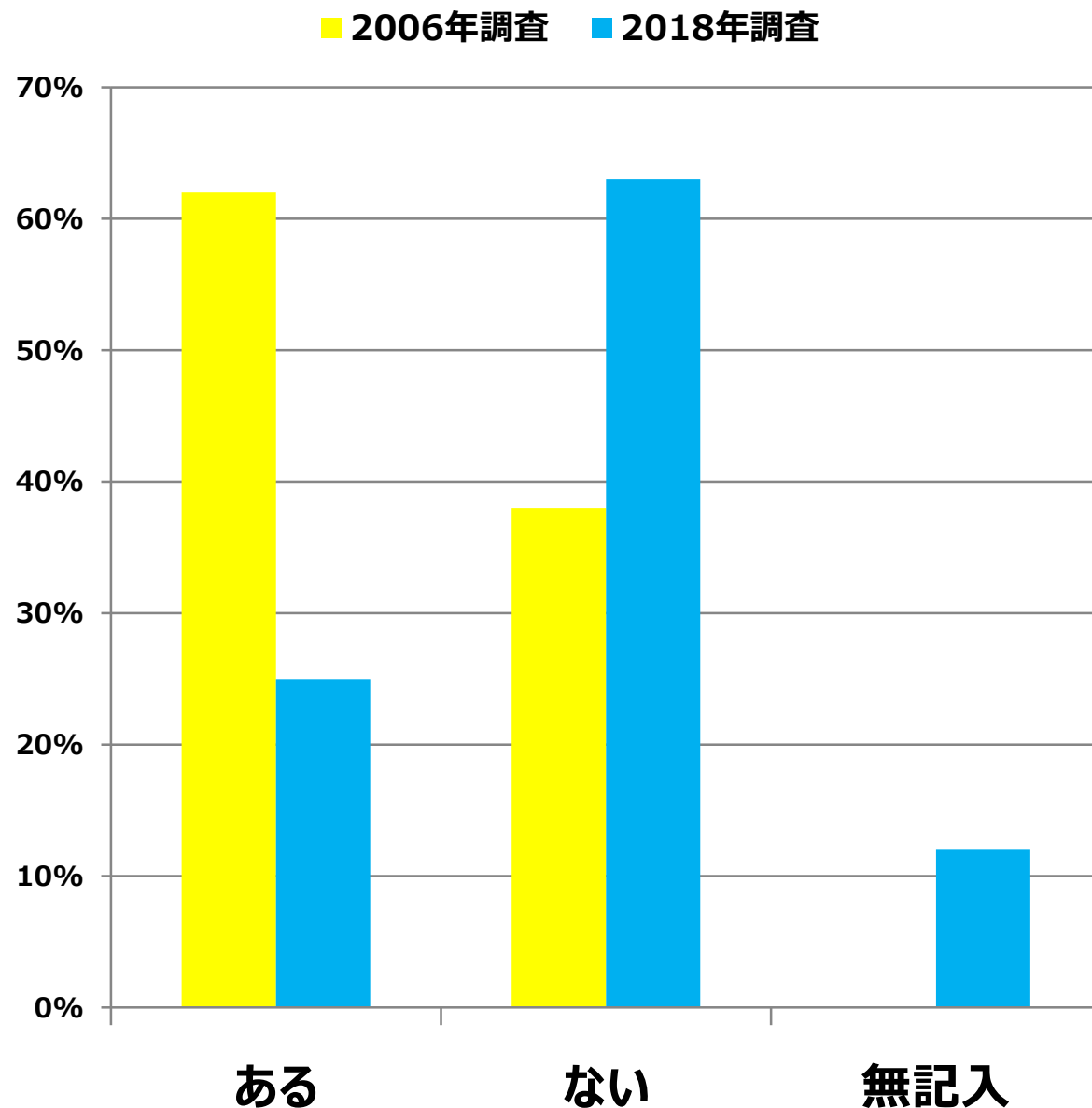
	2006年調査 N = 164	2018年調査 N = 169
学校のプールが汚れるから ⇒プールの水質が汚染するという指摘を受けたことはありますか？	147 (90%)	102 (60%)
学校で日焼け止めを塗る時間がないから	19 (12%)	36 (21%)
日焼け止めは化粧品とみなされるから	31 (19%)	18 (11%)
その他 *内訳	25 (15%)	49 (29%)



【その他】内訳	
【4】で【A：すべての児童にプール授業時に日焼け止めを使用しないよう指導している】と回答した学校	
化学物質過敏な児童もいるので	1
学校での管理方法について検討を要するため	1
子ども自身での管理が難しい	1
生徒指導上の問題	1
全ての児童がゴーグルを着用しているわけではないため、周囲の子への弊害を恐れて	1
日焼け止めも色々あり、ウォータープルーフなどでないものを使用している可能性がある	1
プールの減菌器が故障する可能性があるとの事	1
不要物だから	1
【4】で【B：原則的には禁止であるが、場合によっては日焼け止めを学校内で塗ることを認めている】と回答した学校	
子ども自身での管理が難しい	13
保護者より申出があった場合のみ	8
生徒指導上の問題	7
学習に必要なものは原則持って来ないという生徒指導上の約束があるから	4
外部に委託し、校外の屋内プールで指導しているため	2
学校のきまりで明確化されていない	2
化学物質アレルギーの可能性のある児童もいるので	1
紫外線の危険度を理解している教員に温度差がある	1

【5】で「学校のプールが汚れるから」と回答した学校へお伺いします。

●プールの水質が汚染するという指摘を受けたことはありますか？



[ある] と回答した場合、誰に指摘を受けましたか？	(2018年調査)
体育主任・プール指導教員	7
薬剤師・学校薬剤師	7
衛生管理講習会・説明会	3
教育委員会	2
プール浄化槽の業者	1

2006年調査時は、「学校のプールが汚れるから」の理由で日焼け止めの使用を禁止する学校が約9割と非常に多かったが、現在は「子ども自身で管理ができない」「生徒指導上の問題」などにより禁止する学校が増えている。

2006年調査時に比べ、日焼け止めの使用により「プールの水質が汚染する」との指摘を受けたことのある件数は減少している。

【6】 【4】でB（原則的には禁止）に○印をつけた方におうかがいします。
どのような場合に許可されるでしょうか？自由にご記入ください

(2018年調査)

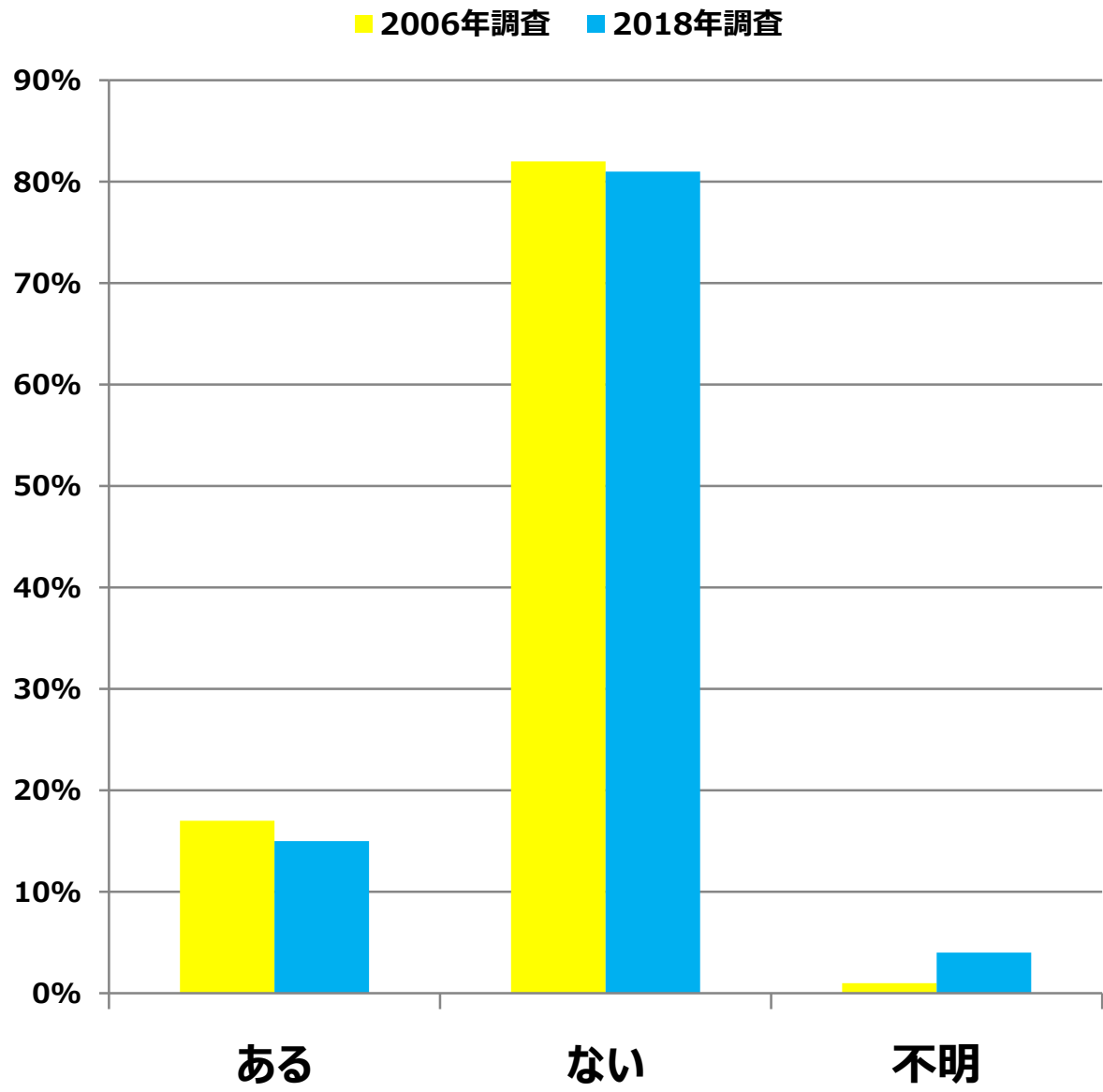
紫外線アレルギー・アトピー性皮膚炎など、肌が弱い児童の保護者より事前に申出があった場合	98
医師が必要と認めた時	23
プールの授業時	1

【9】 【8】でAかBに○印をつけた方におうかがいします。
なぜ禁止しているのですか？

(2018年調査)

学校には必要のない物は持って来ない約束なので（保護者から申出があった場合のみ許可）	27
自己管理や使用が難しい（紛失・貸し借りによるトラブルが心配）	15
生徒指導の面で、管理が難しいため	10
化粧品とみなしているから	8
プールの水質に影響があると考えているから	5
昔ながらの指導を続けているため	2
塗る必要のない児童まで塗ってしまうから	2
塗る時間を確保することが難しい	2
薬・医薬部外品であるため	2
特別な理由以外は認めていない	1
職員会議で話し合いを実施していないため、個別対応になっている	1
許可していると全面的に示していない	1
教員の大多数が小学生には必要ないと思っているから変えられない	1
学校教育の場では原則禁止として取り扱う方が安全であるため	1

【11】 児童の紫外線防御対策に関して、 教育委員会からなにか指導があったことはございますか？



教育委員会から「紫外線防御対策」について直接指導を受けることは非常に少ない。
 同じ対策であっても「紫外線防御」ではなく「熱中症予防」として位置づけている。
 (ex. 帽子の着用など)

「ある」と回答した場合、どのような指導があったか？	2018年調査
文書での通知	28
帽子の着用・皮膚の弱い児童にはラッシュガードの着用やサンスクリーン剤の使用について配慮する	10
熱中症予防の文書の中に紫外線についても配慮することと入っている	6
各校、各児童の事情に応じて対策をする	3
プールサイドの指導は日かげで行う、タオルをかけるなど配慮すること	3
研修会での指導	2
傷害作用、紫外線予防方法について指導すること	2
日差しの強い時は運動を控える	2
プールの水質管理について	1
運動会時の日除けについて	1
児童が気持ちよく授業を受けることができるよう配慮すること	1
資料が配布されたのみ、指導するかどうかは学校の判断に任されている	1

<まとめ 12年前との比較>

- 全国小学校における、児童への紫外線防御対策は、改善傾向にある。

- 日焼け止めを禁止している学校は化粧品を持参しないという生徒指導上、あるいは自己管理上の問題をその理由としている場合が多く、プール水の汚染を懸念して禁止する学校は減っている。また、保護者が希望する場合への対応が柔軟となり、とくに光線過敏性をもつ児童に対して使用を許可をする学校が増えている。

- ラッシュガードの使用を許可する学校が増えている。

- 教育委員会から指導を受けていると回答した学校は、1割程度と不変である。